

「子ども手当」と「高校無償化」についての概要

平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の概要

趣旨

次代の社会を担う子どもの育ちを支援するため、平成22年度において、中学校修了前までの子どもについて、子ども手当を支給する制度を創設する。

概要

(1) 子ども手当の支給

- ・中学校修了までの子ども一人につき、月額1万3千円(所得制限なし)の子ども手当を父母等に支給。
- ・支給等の事務は、市区町村(公務員は所属庁)。
- ・支払月は、平成22年6月、10月、平成23年2月、6月。

(2) 子ども手当については、児童手当分を児童手当法の規定に基づき、国、地方、事業主が費用を負担し、それ以外の費用については、全額を国庫が負担。(公務員については所属庁が負担)

(3) 児童育成事業(放課後児童クラブ等)については、事業主拠出金を原資として実施。

(4) 子ども手当を市区町村に簡便に寄附できる仕組みを設ける。

(5) 児童手当の既受給者に係る申請免除等の経過措置を設ける。

(6) 検討

- ・政府は、児童養護施設に入所している子どもその他の子ども手当の支給対象とならない子どもに対する支援等を含め制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。
- ・政府は、平成23年度以降の子育て支援に係る全般的な施策の拡充について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行日

平成22年4月1日

公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の概要

平成22年4月1日施行

制度の趣旨

家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化するとともに、高等学校等就学支援金を創設して、家庭の教育費負担を軽減する。

制度の概要

(1) 対象となる学校種

対象となる学校種は、国公私立の高等学校、中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)、高等専門学校(1~3年生)、専修学校・各種学校等(高等学校に類する課程として文部科学省令で定めるもの※)とする。

※ 専修学校の高等課程
各種学校のうち外国人学校であって、文部科学省令で定める要件を満たすものとして文部科学大臣が指定するもの

(2) 公立高等学校に係る措置

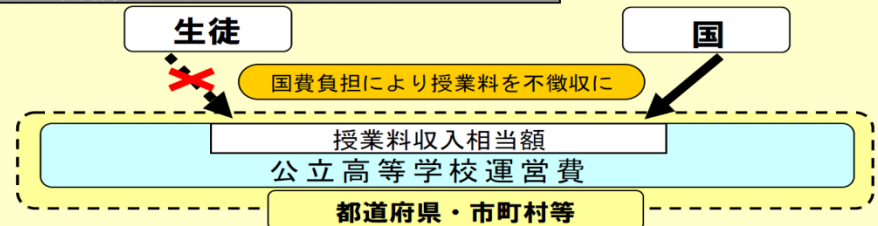
公立高等学校(中等教育学校(後期課程)、特別支援学校(高等部)を含む。)については授業料を不徴収とし、地方公共団体に対して授業料収入相当額を国費により負担する。

(3) 私立高等学校等に係る措置

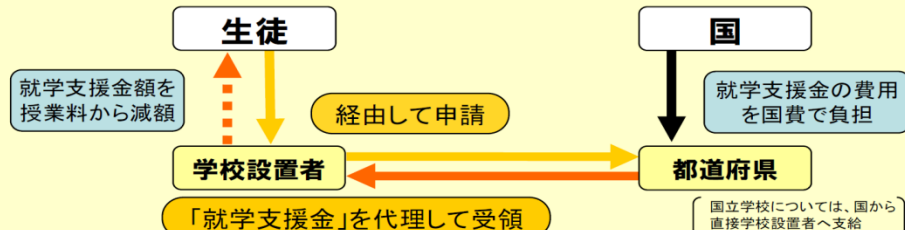
(2)以外の高等学校等の生徒については、高等学校等就学支援金として授業料について一定額(私立高等学校等に在学する低所得世帯の生徒は増額※)を助成(学校設置者が代理受領)。

※所得(市町村民税所得割額により判断)に応じ、一定額(118,800円)を1.5~2倍した額を上限に助成。
市町村民税非課税(年収250万円未満程度の世帯*を想定) 237,600円(2倍)
所得割額18,900円未満(年収250~350万円未満程度の世帯*を想定) 178,200円(1.5倍)
(*両親と子ども2人の世帯の場合)

公立高校—不徴収による授業料無償化—



私立高校—就学支援金の支給により、教育費負担を軽減—



(国立学校については、国から直接学校設置者へ支給)